



発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食品・衛生課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の名称の変更の届出 ( " )	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 ( " )	2
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	2
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2

## 規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県規則第50号

## 高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の(9)の表8の項中「及び総務大臣への提出」を削り、「第3条第4項、第6項、第7項及び第9項」を「第3条第4項、第6項及び第8項」に改め、同表の3の(6)の表20の(1)の項中「及び労働局長への通知」を削り、同表の9の(3)の表8の(3)の項中「第60条第1項」を「第60条」に改め、同表の

10の(2)の表1の(3)の項中「(法第6条第5項)」を「及び届出(法第6条第5項及び第6項)」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 高知県告示第609号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）の指定を平成25年9月30日付けで次のとおり行った。

平成25年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 研修及び講習の主催者  
東京都港区新橋六丁目8番2号  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称  
平成26年2月2日（日）  
高知市丸ノ内二丁目1-10 高知城ホール
- 第2型研修及び講習の受付期間  
平成25年12月10日（火）から平成26年1月16日（木）まで
- 研修及び講習の科目  
衛生法規及び公衆衛生  
洗濯物の受取、保管及び引渡し  
洗濯物の処理  
繊維及び繊維製品
- 研修及び講習の受講料  
研修受講料 5,000円  
講習受講料 4,500円
- 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先  
高知市はりまや町三丁目7番6号 パームサイドビラ2階  
公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター

## 高知県告示第610号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業者の名称及び所在地並びにサービスの種類

平成25年7月1日	医療法人かにかにに歯科 南国市大桶甲765-1	かにかにに歯科 南国市大桶甲765-1 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション
平成25年9月18日	特定非営利法人地域福祉サポートあ・とむ 土佐市蓮池1227番地4	デイサービスこなつ 土佐市蓮池790番地3 通所介護 介護予防通所介護

## 高知県告示第611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	エール薬局医大前店	南国市岡豊町蒲原39-10	有限会社ファーマル 高知市比島町二丁目10-45-1503	平成25年9月1日
変更後	ハロー薬局こくぶ川店			
変更前	エール薬	南国市岡豊町	有限会社アブ	〃

	局おこう店	小蓮390-3	ローズ 高知市比島町 二丁目10-45 -1503
変更後	おこう薬局		

**高知県告示第612号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年6月30日	奥宮 一矢	足摺岬診療所 土佐清水市足摺岬672-7 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導

**高知県告示第613号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
高岡郡中土佐町大野見吉野1724の2、1726の2
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第614号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年10月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 横浪公園
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市宇佐町尻字日和山334番1	前	11.0 }	34
	後	16.5 }	34
土佐市宇佐町竜字崎山612番2から土佐市宇佐町竜字崎山612番7まで	前	13.0 }	120
	後	26.7 }	120
土佐市宇佐町竜字崎山613番1	前	13.3 }	120
	後	32.0 }	120
	前	10.0 }	120
	後	82.0 }	120
	前	26.5 }	120
	後	90.0 }	120

**高知県告示第615号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年10月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 庄田伊野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村下分字大影5865番から高岡郡日高村下分字大影5874番まで	前	5.5 }	35
	後	19.0 }	35
高岡郡日高村下分字上川原2262番5	前	7.1 }	65
	後	23.6 }	65
	前	4.9 }	65
	後	11.5 }	65
	前	6.3 }	65
	後	11.5 }	65

-----  
**公 告**  
-----

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年7月9日 25高都計第172号	南国市岡豊町小蓮字大坪384番1ほか	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号株式会社ファミリーマート 代表取締役 中山 勇